

大 個 審 第 3 6 号
(答 申 第 2 4 8 号)
平成 2 5 年 2 月 1 9 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠 山 正 彌 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 市 川 正 人

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 5 年 2 月 1 9 日 付 け 府 病 呼 第 1 4 7 2 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 地 域 医 療 連 携 シ ス テ ム 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 患者等の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、地域医療連携システム（以下「本システム」という。）における個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 3 本システムの接続先である地域医療機関（各診療所）におけるセキュリティについて、各診療所の職員等においても、本システムにアクセスできる職員等が必要最小限の者に限定されることを確保するよう、地域医療機関（各診療所）への周知を徹底するとともに、地域医療機関（各診療所）に対し、安全確保について万全を期するよう注意喚起を十分に行うこと。
- 4 今後、本システムの内容が変更され、収集・提供する個人情報の取扱データの範囲を拡大する等の場合は、事前に、改めて本審議会に諮問すること。
- 5 本システムの運用開始後、おおむね 1 年後を目処に、上記 3 の啓発等の取組みも含め、運用状況について、本審議会への報告を行うこと。